

Trevino v. Thaler, 569 U.S. 413 (2013)

テキサス州法により、上訴で公判弁護人の効果のない弁護（ineffective assistance）を主張することが認められているが、実際の上訴の構造と運用によると、典型的な事案ではそのための実質的な機会が被告人に与えられる可能性が極めて低いという場合、上訴でも州人身保護手続でも各手続の弁護人が主張していなくとも、Martinez v. Ryan で提示された要件を充足すれば、手続懈怠法理の「正当な理由」に当たり、連邦人身保護手続で主張することが許されるとされた事例。

《事実の概要》

申請人 Trevino は、テキサス州公判裁判所で、陪審により、死刑が法定刑に定められている謀殺罪（capital murder）で有罪の評決を受け、死刑を言い渡された。死刑の言渡しから8日後、公判裁判官は、州 Court of Criminal Appeals（州最上級裁判所）への上訴のため、新たに国選弁護人 B を選任した。死刑の言渡しから7か月後、訴訟記録が利用可能となった。弁護人 B は、上訴で、量刑手続における公判弁護人 A の効果のない弁護を主張しなかった。審理の結果、州 Court of Criminal Appeals は上訴を棄却した。

他方で、死刑の言渡しから6か月後、公判裁判官は、州人身保護手続のため、新たに国選弁護人 C を選任した。弁護人 C は、州訴訟規則に基づいて上訴係属中に人身保護手続を開始することとし、公判裁判所に州人身保護令状の発付を請求した。弁護人 C は、その中で、公判弁護人 A の効果のない弁護を主張したが、その主張には、公判弁護人 A が量刑手続で減軽事由を十分に調査して裁判所に提示しなかったという主張が含まれていなかった。審理の結果、公判裁判所は請求を棄却し、また、州 Court of Criminal Appeals もこの判断を認容した。

その後、Trevino は、合衆国 District Court に連邦人身保護令状の発付

を請求した。合衆国 District Court は、新たに国選弁護士 D を選任した。弁護士 D は、この中で初めて、公判弁護士 A が量刑手続で減軽事由を十分に調査して公判裁判所に提示しなかったことが効果のない弁護に当たる旨、主張した。合衆国 District Court は、手続を延期し、州裁判所で当の主張をすることを認容した。

しかし、州裁判所は、州人身保護手続で当の主張がされていなかったのて手続懈怠に当たる、と判断した。これを受けて、合衆国 District Court は、最低限の調査さえ行っていればより多くの減軽事由が明らかになっていたと思われるが、連邦裁判所は「独立かつ正当な州法上の根拠」により当の主張を審査することができない、として請求を棄却した。

その後、Trevino は上訴したが、第 5 巡回区 Court of Appeals は、当の主張を審査せず、合衆国 District Court の判断を認容した。第 5 巡回区 Court of Appeals の先例で同種事案の *Ibarra v. Thaler*, 687 F.3d 222 (2012) によれば、同裁判所の理由付けは、大要、次の通りである。*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1 (2012)¹⁾で認められた例外が適用されるのは、州法により公判弁護人の効果のない弁護は州人身保護手続で最初に主張しなければならないとされている場合である。しかし、テキサス州法はそのように規定しておらず、文面上は上訴で主張することを許しているのであるから、*Martinez* で認められた例外はテキサス州の事案に適用されない。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻

ブライヤー裁判官執筆の法廷意見（ケネディ、ギンズバーグ、ソトマイヨール及びケーガン各裁判官参加）

1. (1) 当裁判所は、連邦人身保護手続について、一方で、連邦法に違反する身柄拘束の防止というその歴史的的重要性を承認しつつ、他方で、州の訴訟手続に関する法準則への連邦裁判所の干渉を防止するための諸原理

1) この事件については、拙稿・本誌189頁を参照。

の重要性を承認してきた。この諸原理によれば、被告人による州法上の手続懈怠は「独立かつ正当な州法上の根拠」に該当する。この場合、連邦裁判所は、通常、被告人の合衆国憲法上の主張について審理することができない。

もっとも、当裁判所は、*Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977)において、この「独立かつ正当な州法上の根拠」の法理には例外があることを明らかにした。すなわち、被告人は、連邦法違反に係る「正当な理由」と「不利益」を証明すれば、手続を懈怠した主張について審理してもらうことができるというものである。

(2) その後、当裁判所は、*Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722 (1991)において、依頼人たる被告人は代理人たる弁護人の過失行為のリスクを負うので、州人身保護手続における弁護人の過失行為は「正当な理由」に当たらないと判示した。

しかし、*Martinez*において、当裁判所は、州人身保護手続の弁護人が公判弁護人の効果のない弁護に関する主張をしなかったことが「正当な理由」に当たる場合があることを認めた。その理由は、

- ・ 公判で効果的な弁護を受ける権利の保障は、我が国の当事者論争主義に基づく刑事裁判の枢要な原理の一つであること
- ・ 公判弁護人の効果のない弁護に関する主張は、上訴よりも州人身保護手続で審理する方が適当であること
- ・ 州人身保護手続の弁護人が公判弁護人の効果のない弁護に関する主張をしなかった場合、被告人は当の主張を審理してもらう機会を奪われてしまうこと

の3点であった。そして、当裁判所は、

- ① 当の主張が実体を伴うものであること
- ② 州人身保護手続で弁護人の助力がなかった又は効果のない弁護があったこと
- ③ 州人身保護手続が当の主張を審理してもらう最初の機会であったこと

④ 州人身保護手続で当の主張をするよう州法が求めていることの4要件を充足した場合は「正当な理由」に当たるものとした。

2. (1) テキサス州の手続に見られる2つの特徴によれば、*Martinez* は本件にも適用される。

第一に、テキサス州の手続によると、上訴で弁護人が的確に当の主張をすることは事実上不可能である。というのも、州 Court of Criminal Appeals も指摘するように、訴訟記録には当の主張を具体化するために必要な情報が含まれていないことが多い。また、有罪判決を受けた被告人は、上訴に向けた記録を収集・準備するために再審理の申立てを行うことができるが、申立て及び判断期限という時間的制約があるところ、通常、この段階では訴訟記録が書面化されていないことからすると、再審理の申立てという手段は適当ではない。そのため、テキサス州では、公判弁護人の効果のない弁護の主張に必要な事実を収集するためには、州人身保護手続が重要となる。

本件の場合、再審理の申立てをするのか、申立てをする場合には何を理由とするのかを判断するために弁護人Bに与えられた日数は22日間であった。また、弁護人Bには、申立ての理由を示すため、さらに45日間が与えられるが、その際、訴訟記録を利用することはできなかった。このような時間的制約の中で、Trevino の背景を調査して、公判弁護人がこの調査を十分に行っていたかを評価し、さらに、他の減輕事由を収集・準備するのは、困難であるばかりか、おそらく不可能であったと思われる。

第二に、*Martinez* を本件に適用しない場合、テキサス州の手続制度においては、重大な不公正が生じるものと思われる。実際のところ、これまでテキサス州の各裁判所は、公判弁護人の効果のない弁護は上訴ではなく州人身保護手続で主張するよう仕向けてきた。また、上訴で主張したか否かにかかわらず、州人身保護手続で当の主張をすることができると判示され、上訴で主張しなかったことそれ自体は効果のない弁護に当たらないということが判示の中で示唆されている。さらに、州最高裁判所は、一般的な法準則として、公判弁護人の効果のない弁護は上訴ではなく州人身保護

手続で主張するべきであるとも判示している。そして、州弁護士会も、これらの裁判所の方針を受け入れている。

このように、テキサス州の場合、被告人が上訴という代替手続を的確に利用することは難しいばかりか、通常のケースではほぼ不可能であり、州裁判所も利用しないよう促しているところにおいて、理論上は利用可能であるということだけを理由に、*Martinez* の適用によって得られる利益を連邦法が被告人から奪ってよいのだろうか。

テキサス州は、関係する手続の期限について、州裁判所は柔軟な措置を講じていると主張するが、それは、特別な当の事案限りのものである。また、テキサス州は、公判弁護人の効果のない弁護を上訴で主張しないことそれ自体が手続懈怠法理の「正当な理由」になりうると主張するが、そのようなケースは一件も示されていない。

(2) 以上の理由から、テキサス州の手続制度においては、その構造、設計及び運用上、大多数の被告人に対して、上訴で公判弁護人の効果のない弁護を主張するための実質的な機会が提供されていない。テキサス州法は、アリゾナ州法が明示的に禁止していることを当然のこととして排除している。それゆえ、本件と *Martinez* との間に重大な差異は一切認められない。当裁判所が限定的な例外を創設するに至った事情は本件でも同様に認められるので、*Martinez* で認めた例外を本件にも適用する。

本件でも *Martinez* でも、新たな弁護人を選任する必要性、公判に関わる記録を収集・準備する必要性、当の主張をするための十分な時間を確保する必要性といった実際上の考慮要因によれば、当の主張は上訴ではなく州人身保護手続で最初に審理すべきということになる。また、いずれのケースでも、州人身保護手続で効果のない弁護があった場合、被告人から、公判弁護人の効果のない弁護について審理してもらう機会を一切奪うことになる。

当裁判所の判断は、各州に対し、公判弁護人の効果のない弁護を主張する機会がより一層確保されるよう、上訴手続を改めることを求めるものではない。これは、各州がそれぞれ判断すべき事柄である。

ロバーツ首席裁判官の反対意見（アリトー裁判官参加）

我が国の連邦制度において、州裁判所の有罪判決に係る憲法問題を主張する主たる場は州裁判所である。連邦人身保護手続は、被告人が州の手続的的確に取り組まなかった争点について、州裁判所に代わって審理する場ではない。この基本原理は、連邦人身保護手続が州の主権に対する干渉に当たるという事実に基づくものであり、連邦が司法権の行使をなるべく控えることによって、州の主権と一定の調和が図られている。そのため、当裁判所は、*Coleman* において、「州事件の被告人は、州の救済手段を消耗していない、又は、連邦法上の主張をするための州の手続要件を充足していない場合には、手続懈怠法理の『正当な理由』と『現実の不利益』を証明しない限り、連邦人身保護令状の発付を請求する資格を有しない」と判示したのである。この法準則については、当の主張を審理しないことが正義に根本から反する場合には例外が認められるが、本件の場合、その例外は争点ではない。

「正当な理由」には様々なものがあるが、本件に関係するのは弁護活動の瑕疵である。当裁判所は、*Coleman* において、効果的な弁護を受ける権利の否定によって生じた手続懈怠については、憲法問題である当の否定に責任を負う州がそのコストを負担すべきであると判示した。しかし同時に、当裁判所は、州が効果的な弁護を受ける権利の確保に一切責任を負っていない場合には、コストの配分を変更することが相当であるとして、憲法上、弁護権の保障が一切ない州人身保護手続で弁護活動の瑕疵があったことを理由に、被告人がそのコストを負担すべきであると判示した。

当裁判所は、*Martinez* において、その射程が限定されることを明確に示した。これは、「当裁判所は本件についてのみ判断をする」という自明の理を示すだけでなく、*Coleman* に限定的な例外を設けても「先例拘束の原理」が保護する信頼の利益を害することにはならないという理論構成の重要な一部にもなっている。当の例外に明確な輪郭を施したということは、*Coleman* で示された法準則が依然として機能しているということである。この線引きによって、各州は *Martinez* の適用範囲を容易に予測でき

るので、*Coleman* で示された基本準則に係る礼讓及びエクイティ上の調整と *Martinez* で認めた例外を一致させることが可能となる。

しかるに、法廷意見は、これらについてほぼ言及することなく、この明確な線引きを放棄した。今や、*Martinez* は、州の手続の枠組みが、その設計と運用により、典型的な事案において、被告人が上訴で主張をする実質的な機会を持つ可能性が極めて低くなっている場合には、いつでも適用されることになる。

それでは、実質的というのは、どの程度であれば十分なのか？ 可能性が極めて低いというのは、どの程度の低さなのか？ 手続の枠組みの運用は、何度評価しなければならないのか？ 典型的なケースとは、どのようなケースなのか？ 例えば、本件の場合、陪審審理は典型的とは言えず、ましてや死刑判決は典型的ではない。また、法廷意見が強調するように、個人の背景と他の減軽事由の調査という時間のかかる作業に依拠する効果のない弁護の主張は特殊なものである。

法廷意見は、その示した基準が不透明でかつ広がりを持ちうるものなので、この例外が限定的な形で本件に適用されると判示することができず、また、判示していない。*Martinez* を性格付けるために繰り返された限定という文言は消え去った。また、各州が各々の刑事司法制度をどのように構築するかという、*Martinez* が明確に付与した選択権も消え去った。

このような訴訟への誘引は、まさに *Coleman* が排除したものであり、各州の刑罰権及び基本権を尊重する誠実な努力を損なうものである。法廷意見のアプローチは、*Coleman* によれば連邦裁判所の審理が排除されるべき手続懈怠を正当化するものである。被告人がこの新基準の下で正当な理由を証明できていないと連邦裁判所が最終的に判断しても、数年にわたって手続上の論争が行われたことによって、当の判断自体が効果的な刑事司法に必要な量刑の終局性を掘り崩すことになる。法廷意見のアプローチは、*Coleman*、*Martinez* 及び双方の核心にあるエクイティ上の裁量と礼讓の諸原理と一致しない。

スカーリア裁判官の反対意見 (トマス裁判官参加)

私が法廷意見に反対する理由は、*Martinez* の反対意見で述べた通りである。

《解説》

1. 問題の所在

本件では、(州人身保護手続での弁護活動の瑕疵は手続懈怠法理の「正当な理由」に当たらないとした) *Coleman* に限定的な形で修正を加えて「例外」を認めた *Martinez* が本件にも適用されるか否か、すなわち、*Martinez* の射程範囲が問われた。

後掲の表1にあるように、*Martinez* は、アリゾナ州最高裁の判例により、上訴で公判弁護人の効果のない弁護を主張することが明確に禁止され、当の主張は「州人身保護手続」で最初に行なうなければならないとされていた事案であった。これに対して、本件は、テキサス州法上、「上訴」で公判弁護人の効果のない弁護を主張することは認められているが、実際は事実上不可能であるため州人身保護手続で初めて主張せざるを得ないという事案であり、この違いが、*Martinez* の本件への適用の可否において、何らかの影響を及ぼすのかが本件のポイントとなった(なお、*Martinez* と本件の各意見の構成については後掲の表2を参照)。

2. 手続懈怠法理と州人身保護手続における効果のない弁護

(1) 連邦法上の争点について、州事件の被告人が州法の手続に従って州裁判所で適時に主張し争わなかった場合、原則として、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することは許されない(手続懈怠法理)²⁾。

しかし、合衆国最高裁の先例である *Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977)³⁾により、この法理には例外が認められており、被告人が、

2) Kamisar, et al., *Modern Criminal Procedure: Cases, Comments, and Questions*, 14th (2015), at 1470.

3) この事件の解説として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究(第一巻)』(成文堂、1982年)282頁〔中空壽雅〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向II』(中

- ① 当の争点を適時に主張し争わなかったこと(手続懈怠)には「正当な理由」(cause)があること
- ② 当の争点(連邦法違反)によって「現実に不利益」(actual prejudice)を被ったこと

の2つを証明した場合には、例外的に、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することが許されている。もっとも、*Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722 (1991)において、州人身保護手続における効果のない弁護は「正当な理由」に当たらないとされていた。

ところが、合衆国最高裁は、*Martinez*において、*Coleman*を限定的に修正し、公判弁護人の効果のない弁護の主張は州人身保護手続で最初に行ななければならないとされている場合に、州人身保護手続で国選弁護人が選任されていなかった又は国選弁護人の効果のない弁護があったときは、これらの事情が連邦人身保護手続における「正当な理由」に当たると判示した。

3. 本件の検討

(1) 一連の問題は、一方で、連邦制の維持と各州の法運用の尊重という関心があり、他方で、刑事法運用における基本権保障という関心があるところ⁴⁾、双方の関心をいかなる形で調整するかというものである。*Sykes*など一連の先例では、州裁判所の手続で基本権侵害が発生した場合は、州法の手続に従い、州の手続の中で直ちにその問題を主張すべきであって、州の手続ではその問題を主張せずに連邦の手続でその問題を主張することを許すのは連邦制の本旨に反するという考え方が示された⁵⁾。

州の手続の中で直ちにその問題を主張すべきであるとしても、州法により明示的に1つのルートに絞られ、その上、弁護人の的確な助力を要する

央大学出版部、1989年) 147頁〔中野目善則〕。See also, *United States v. Frady*, 456 U.S. 152 (1982); *Engle v. Isaac*, 456 U.S. 107 (1982); *Rose v. Lundy*, 455 U.S. 509 (1982); *Reed v. Ross*, 468 U.S. 1 (1984).

4) 渥美・前掲注3)・はしがき ii 頁。

5) 同はしがき iii 頁。

「公判弁護人の効果のない弁護」という重大な主張であるにもかかわらず、その助力が得られなかったということであれば、州の手続の中でその問題を主張することが不可能であった以上、これを、「合衆国憲法上、弁護権の保障がない」や「依頼人は代理人のリスクを負担すべき」ということで救済すべきではない、というのが *Martinez* の考え方であった。

これに対し、本件の場合、州法上、被告人には、上訴と州人身保護手続という2つのルートが設定されていたところ、上訴のルートが事実上閉じられていたということであれば、法廷意見が指摘するように、問題状況は *Martinez* と大差ないということになる。法廷意見は、この点を捉えて、*Martinez* の射程を及ぼしたものである。法廷意見は、事実上限られた州人身保護手続で主張しなければならないところ、*Martinez* と同様、その手続で弁護人の十分な助力が得られなかったということであれば、これに対して同様の救済手段を設けるべきであり、そうでなければ「重大な不正」となるとする。

本件及び *Martinez* の中核にある考えは、公判で効果的な弁護を受ける権利の重要性である。すなわち、合衆国憲法第6修正が保障する弁護権（及び効果的な弁護を受ける権利）は、アメリカ合衆国の刑事法運用制度及び当事者論争主義に基づく公判審理において、その基本・枢要となる権利である⁶⁾。このような基本権侵害の主張について、形式的ではなく実質的な（meaningful）審理の機会⁷⁾を確保することなく被告人に刑罰を科すことを許容すれば、効果的な弁護を受ける権利の保障の趣旨・目的、すなわち、当事者論争主義に基づく公判審理及びそこで得られた結果に対する信頼性が害されることになる。

以上の法廷意見について、反対意見は、*Martinez* の明示的に限定した判示にこそ先例拘束性を認めるべきであるとする。反対意見には、テキサス州以外にも上訴で公判弁護人の効果のない弁護を主張することを認める

6) *Martinez*, 566 U.S., 12; *Trevino*, 569 U.S., 422.

7) *Trevino*, 569 U.S., 425, 428, 429.

州があるところ⁸⁾から、*Martinez*の射程を及ぼすべき場合の法廷意見の限界があいまいであるため射程が広がりすぎる結果、前述した連邦制の維持・各州の法運用の尊重と刑事法運用における基本権保障と調整が崩れることを懸念するものであろう。

(2) *Martinez*は終身刑の事案であったのに対し、本件は死刑の事案であった。テキサス州では、当時の死刑制度について違憲と判示した *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972)⁹⁾以後、新たに、二段階審理及び指針付き裁量的死刑制度(罪責判断手続と死刑量刑手続を分け、そこでの判断に対するガイドラインを設ける)を採用した上で、限定質問法も併せて採用する州法を制定した。すなわち、有罪評決後、量刑決定者である陪審は、死刑量刑手続において、まず、①被告人の将来の危険性と②殺人の計画性と結果の予見性の2つの問いについて判断をし、いずれも肯定した場合には、次に、③死刑を回避するだけの減軽事由の有無を判断し、これを否定した場合、死刑が言い渡される仕組みである¹⁰⁾。

また、テキサス州のみならず、減軽事由については、量刑決定者の裁量を縛ることは許されず、被告人は、減軽事由となりうるいかなる証拠についても提出する権利を持ち、量刑決定者は提出された証拠の全てを考慮しなくてはならないとされている¹¹⁾。

本件の場合、合衆国 District Court が指摘するところでは、最低限の調査さえ行われていなかったという事案であり、法廷意見によれば、弁護人Dの調査により多くの減軽事由が明らかになった¹²⁾。このような諸事情に鑑みれば、また、死刑という刑罰の性質、すなわち、死刑事件について

8) Kamisar, et al., *supra* note 2, at 1464.

9) この事件の解説として、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V：合衆国最高裁判決「第8修正関係」—死刑』(中央大学出版部、2016年)10頁〔椎橋隆幸〕。

10) 岩田太『陪審と死刑—アメリカ陪審制度の現代的役割』(信山社、2009年)199頁。

11) 同220頁。See also, *Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978).

12) *Trevino*, 569 U.S., 419.

はより手厚い手続上の保護策を提供してきたとされる合衆国最高裁の姿勢（いわゆるスーパー・デュープロセス）からすれば、本件公判弁護人の弁護活動の瑕疵は重大であり、この問題について審理してもらう機会を被告人から奪うのは許されないという判断もあったのではなからうか。

(3) 本件で整理された *Martinez* の4要件について、合衆国巡回区 Court of Appeals の間で、*Coleman*（手続懈怠法理）の「正当な理由」及び「現実の不利益」とどのような関係にあるのかという議論が生じている¹³⁾。すなわち、

- ・ *Coleman* の「正当な理由」及び「現実の不利益」という判断枠組みは、*Martinez* や *Trevino* のような事案では適用されない
- ・ *Coleman* の「正当な理由」及び「現実の不利益」という判断枠組みは、*Martinez* の4要件に読み替えられた（「正当な理由」と「現実の不利益」の結合）
- ・ *Martinez* 及び *Trevino* の「正当な理由」は *Coleman* の「正当な理由」にのみ当たり、*Coleman* の「現実の不利益」については別途の証明が必要である

というものである。

また、要件③（当の主張が実体を伴うものであること）は、当の主張が確定的に認められることまでは必要としないが、

- ・ 手続懈怠の主張には一定の価値があること、すなわち、全く価値がないわけではないこと

に加えて、

- ・ 合理的な法律家であれば、手続懈怠の主張の本案について争うと思われること、すなわち、合理的な法律家であれば、公判弁護人の弁護活動に瑕疵があったか否か、弁護活動が十分に行われていれば、当の州裁判所の結果が異なる可能性があったか否かを争うと思われること

13) Allen L. Bohnert, *Wrestling With Equity: Identifiable Trends as the Federal Courts Grapple with the Practical Significance of Martinez v. Ryan & Trevino v. Thaler*, 43 *Hofstra Law Review* 945, 949 (2015).

さらに

・手続懈怠の主張に、さらに手続を進めるだけの価値があることの証明が求められる¹⁴⁾。

さらに、要件⑤(州人身保護手続で……効果のない弁護があったこと)は、*Martinez* 及び *Trevino* は *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984)¹⁵⁾ で提示された基準¹⁶⁾で判断されるところ¹⁷⁾、これまで、公判や上訴について(活動要件の充足を判断するための)活動基準は検討されてきたが、州人身保護手続について検討されていないため、具体的な活動基準が示されていないという指摘がある¹⁸⁾。

4. 本件の射程

ロバーツ首席裁判官の反対意見は、州裁判所が個別の事案では柔軟に対応していることを指摘する。しかし、殊に死刑事件であるので、判決から死刑執行までの期間を短縮させたい合衆国最高裁の姿勢があり、その姿勢を継続して示しているとされるものの、より慎重な手続を志向すべきであることからすれば、特殊なケースを基にするのではなく、法廷意見のように、現在の州の手続の運用を一般化して判断するのが妥当である。

また、反対意見の4名の裁判官が、法廷意見が列挙した事実がいずれも

14) *Id.*, at 980.

15) この事件の解説として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』(中央大学出版部、1994年)90頁〔椎橋隆幸〕、宮城啓子「効果的な弁護を受ける権利」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』(有斐閣、1998年)342頁〔初出:ジュリスト851号132頁(1985年)〕、岡田悦典「効果的な弁護の保障」樋口範男ほか編『アメリカ判例百選』(有斐閣、2012年)118頁。

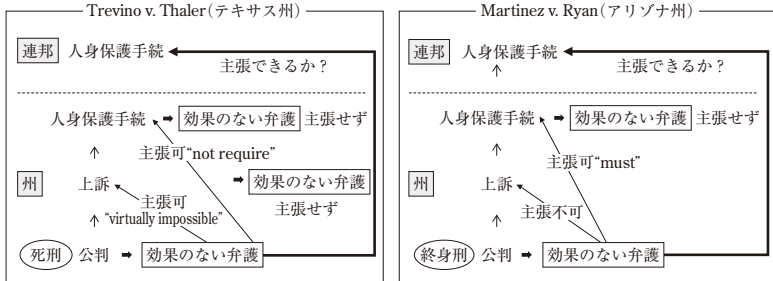
16) ①当の弁護活動が、弁護人に通常期待される程度という客観的基準を満たしていたか否か(活動要件)及び②当の瑕疵ある弁護活動によって、判決に影響を及ぼす程度の不利益を受けたか否か〔具体的には、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があること〕(侵害要件)。

17) *Martinez*, 566 U.S., 14.

18) *Allen*, *supra* note 13, at 981; *LaFave, et al.*, *Criminal Procedure* 7, 4th ed. (2015), at 259.

あいまいであることから、*Coleman* の例外が拡張していくことに警戒感を有していることは明らかであり、本判決の射程は慎重に検討されるべきである。法廷意見は、テキサス州の諸規定や実際上の運用、州裁判所の種々に判断を総合的に判断して *Martinez* の適用を肯定しており、射程範囲を考える際には、本判決と同様の判断が求められよう。

表1 本件と *Martinez* の事実関係の比較



出所：筆者作成

表2 *Martinez* と本件の各意見の構成

裁判官	<i>Martinez v. Ryan</i>	<i>Trevino v. Thaler</i>
ブライヤー	法廷意見	法廷意見
ケネディ		
ギンズバーグ		
ソトマイヨール		
ケーガン		
ロバーツ (首席)	反対意見	反対意見
アリトー		
スカーリア		
トマス	反対意見	反対意見

出所：筆者作成